

坂戸市告示第 2 2 9 号

坂戸農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号。以下「法」という。）第 1 3 条第 4 項において準用する法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、変更理由書を添えて当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、坂戸市に住所を有する者は、法第 1 3 条第 4 項において準用する法第 1 1 条第 2 項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは縦覧期間中に坂戸市に対し意見書を提出することができる。

また、法第 1 3 条第 4 項において準用する法第 1 1 条第 3 項の規定により、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議のあるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に坂戸市にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 7 月 2 3 日

坂戸市長 石 川 清



1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

令和 8 年 7 月 2 3 日から令和 8 年 8 月 2 1 日まで

※ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

3 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

坂戸市役所 環境産業部農業振興課
埼玉県坂戸市千代田一丁目 1 番 1 号